



埼玉県報

第42号
令和元年(2019年)
9月27日
金曜日

目次

規則

- 建設業法施行細則の一部を改正する規則（建設管理課）
- 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

訓令

- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令（文書課）

告示

- 県民向け問合せ自動応答システム導入業務委託に関する落札者等の公示（改革推進課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- スタジオカメラほかシステム機器に関する入札公告（入札課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 平成 22 年埼玉県告示第 526 号の一部を改正する告示 (障害者福祉推進課)
- 平成 22 年埼玉県告示第 527 号の一部を改正する告示 (障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定 (障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退 (障害者福祉推進課)
- 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示 (衛生研究所)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 九郷阿保領用水土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 羽生都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課)
- 県営都市公園 (さきたま古墳公園) の区域の変更 (公園スタジアム課)
- 埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示 (建築安全課)
- 建築士の処分 (建築安全課)
- 県道内田ヶ谷鴻巣線の区域の変更 (北本県土整備事務所)
- 県道行田蓮田線の区域の変更 (北本県土整備事務所)
- 県道富岡入間線の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 県道上里鬼石線の区域の変更 (本庄県土整備事務所)
- 県道川越栗橋線の区域の変更 (杉戸県土整備事務所)
- 県道川越栗橋線の供用の開始 (杉戸県土整備事務所)
- 県道川越栗橋線の占用を制限する区域の指定 (杉戸県土整備事務所)

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十三号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「閲覧」を「閲覧等」に、「第七条」を「第七条の二」に改める。

第一条及び第三章の章名中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第四条中「第十三条」の下に「（法第十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条第一項中「第十三条各号」の下に「（法第十七条において準用する場合を含む。第七条の二において同じ。）」を加え、「閲覧所に備えつけてある閲覧簿に所定の事項を記入して」を削る。

第三章中第七条の次に次の一条を加える。

（建設業者提出書類の閲覧又は写しの交付）

第七条の二 法第十三条各号に掲げる書類の閲覧をしようとする者又はこれらの写しの交付を受けようとする者は、閲覧所に備え付けてある請求書に所定の事項を記入して、知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（宅地建物取引業者名簿等の閲覧又は写しの交付の請求）

第四条の二 法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿等の閲覧をしようとする者又はこれらの写しの交付を受けようとする者は、様式第三号の二の宅地建物取引業者名簿等閲覧等請求書を知事に提出しなければならない。

第十条第二号中「第五号の二まで」を「第七号まで又は第十二号」に改める。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2（第4条の2関係）

宅地建物取引業者名簿等閲覧等請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

請求者 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者氏名 〕

宅地建物取引業法第10条（及び埼玉県宅地建物取引業法施行細則第4条の2）の規定

により、下記のとおり宅地建物取引業者名簿等の^{閲覧}写しの^{交付}を請求します。

記

目的	該当する番号を○で囲んでください。 1 取引のための調査（売買・賃貸借・その他） 2 その他（ ）		
免 許 証 番 号	商 号 又 は 名 称	写しの枚数	
大臣 知事	（ ）第 号		枚
大臣 知事	（ ）第 号		枚
大臣 知事	（ ）第 号		枚
大臣 知事	（ ）第 号		枚
大臣 知事	（ ）第 号		枚
大臣 知事	（ ）第 号		枚
宅地建物取引業者の件数		写しの交付枚数	
300円× 件 円		10円× 枚 円	
収入証紙貼付欄		収入証紙貼付欄	

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一百十六条第一項第二号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 軽自動車税の環境性能割

様式第六十一号（二）から様式第六十一号（四）までを次のように改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県民向け問合せ自動応答システム導入業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部改革推進課 A I 推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁

目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和元年 7 月 24 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社アイネス 神奈川県横浜市都筑区牛久保 3 丁目 9 番 2 号

5 落札金額

32,945,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年 5 月 14 日

告示

埼玉県告示第四百八十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

令和元年九月三十日（月）から同年十月二十二日（火）まで

五 採用予定月

令和元年十一月中旬から十二月上旬まで又は令和二年三月下旬から四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和元年十月二十九日（火）又は同月三十日（水）のいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

スタジオカメラほかシステム機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日（火）

(4) 納入場所

彩の国ビジュアルプラザ

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 青柳 電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年11月21日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年11月20日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年11月21日（木）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和元年11月21日（木）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年11月7日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年10月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

System Equipment Including a Studio Camera, etc

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Thursday, November 21, 2019

By Registered Mail: 5:00 pm, Wednesday, November 20, 2019

In Person: 10:00 am, Thursday, November 21, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人メイあさかセンター

二 代表者の氏名

尾池 富美子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市本町二丁目七番十七号

四 更新後の認定の有効期間

令和元年九月二十六日から令和六年九月二十五日まで

告示

埼玉県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
北戸田こどもクリニック	磯村 寛樹	戸田市新曽一九九一リノリーゾ一階一〇二	令和元年九月一日
小手指医院	古敷谷 淳	所沢市北野新町一―九―七	令和元年七月二日
はせがわクリニック	長谷川 耕太郎	入間市豊岡四―六―三	令和元年九月二日
吉澤クリニック	吉澤 昌宏	児玉郡上里町神保原町長塚七四五―一	令和元年九月一日
新座内科おなかクリニック	大島 敬	新座市馬場一―四―一七	令和元年九月一日
ませ歯科医院	馬瀬 直通	草加市栄町三―二―一三 栄ビル二階	令和元年九月一日
柳瀬川駅前歯科クリニック	菅野 聡一郎	志木市館二―五―二鹿島ビル三F	平成三十年十月五日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
河合 光博		上野台指圧鍼灸院・整骨院	深谷市上野台三〇四三―一	令和元年九月一日
竹井 清美		イエクル マッサージ	東京都練馬区石神井町三―三〇―三二 二階	令和元年九月一日
日吉 彩		KEiROW 久喜ステーション	久喜市久喜中央二―四―二八―一〇二	令和元年九月一日
村上 唯		KEiROW 上尾ステーション F	上尾市原新町一九―一―一	令和元年九月一日
山口 晃司		東松山市箭弓町二―一〇―一八 ロータリーパレス 一〇六		令和元年九月一日
狩野 敬広		KEiROW 上尾ステーション F	上尾市原新町一九―一―一	令和元年九月一日
岩間 隆輔		所沢オーシン治療院	所沢市荒幡九五二―四	令和元年八月二十七日
持田 卓		星の子鍼灸院	熊谷市宮前町二―一〇四サ ルーテ熊谷三〇五	令和元年八月一日

告示

埼玉県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	名称	開設者名称		
医療法人おぎ野 医院	名	開設者名称	医療法人金子医院	医療法人おぎ野医院
陽山会クリニック	名	名称	陽山会腎透析クリニック	陽山会クリニック
あいゆう歯科 三郷診療所	名	名称	あすなるデンタルケア	あいゆう歯科 三郷診療所
さくら薬局 上尾小泉店	名	名称	すずらん薬局 上尾店	さくら薬局 上尾小泉店
アイン薬局 熊谷すえひろ店	名	名称	すえひろ薬局	アイン薬局 熊谷すえひろ店
アイン薬局 熊谷中西店	名	名称	なつめ薬局	アイン薬局 熊谷中西店

二 指定施術機関

八木原 智子		高橋 三雄				澤田 康幸	氏名
施術所		施術所				施術所	変更事項
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	
さいたま市大宮区桜木町二―三二四―一松本ビル4F	株式会社ケアプラス大宮営業所	所沢市並木三―一―二―一〇〇六	パークタウン按鍼治療院	川越市神明町一―四五	治療院ひまわりの里川越	鶴ヶ島市富士見二―一二―四SON NE BLD II 一〇	変更前
さいたま市大宮区桜木町二―四八一羽生田ビル3F	まごころ治療院	所沢市東狭山ヶ丘一―五八―一―一〇三	KEiROW埼玉狭山ヶ丘ステーション	所沢市東狭山ヶ丘一―五八―一―一〇三	KEiROW埼玉狭山ヶ丘ステーション	鶴ヶ島市富士見二―一八―二六	変更後

小堀 芳敬	持田 卓	
施術所	施術所	
所在地	所在地	名称
東京都北区赤羽西 一―二七―六	熊谷市籠原南一―七 〇―一B	ハートフル鍼灸マツ サージ院 熊谷
東京都北区赤羽二 ―六八―三 大洋ハ イツ五〇一	熊谷市宮前町二― 一〇四サル―テ熊谷 三〇五	星の子鍼灸院

告示

埼玉県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
小手指医院	所沢市北野新町一―九―七	令和元年七月一日
大宮歯科医院	幸手市中一―四―五	令和元年七月三十一日
ひまわり薬局	北葛飾郡杉戸町本郷二七三―一	令和元年七月三十一日
こま薬局	ふじみ野市駒林元町一―九―一九	令和元年八月四日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名称	所在地	
花山 美保		高尾第一接骨院	東京都八王子市初沢町一二二七―九	平成三十一年三月二十二日

告示

埼玉県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
本庄デンタルクリニック	本庄市けや木三―二〇―一〇	令和元年九月三十日
医療法人玄清会 第一歯科医院	鶴ヶ島市中新田五〇―三	令和元年七月一日

告示

埼玉県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人社団 東光会 戸田 中央リハビリテ ーション病院		
所在地	戸田市本町一 一四一		
開設者名	医療法人社団 東光会		
サービスの種類	訪問リハビリ テーション	居宅療養管理 指導	介護予防訪問 リハビリテー ション
	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和元年八月一 日		
指定年月日	令和元年八月一 日		

告示

埼玉県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
介護支援事業所 シヤROOM	事業所所在地	東松山市松山 一四九七―二	東松山市松山 一四九六	居宅介護支援
訪問看護ステーション シヤROOM	事業所所在地	東松山市松山 一四九七―二	東松山市松山 一四九六	訪問看護 介護予防訪問看護
ヘルパーステーション シヤROOM	事業所所在地	東松山市松山 一四九七―二	東松山市松山 一四九六	訪問介護
セキ薬局 春日部 中央店	事業所名称 事業所所在地	チュール 春日部 北葛飾郡杉戸 町高野台西四 ―九―二	セキ薬局 春日部 南埼玉郡宮代 町百間四―二 ―二―二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導

ケアマネジャー事務所 ふじみ野		プラチナ・訪問介護ステーション草加	訪問介護事業所 はまゆう	三芳町社会福祉協議会		アサヒサンクリン株式会社 三郷営業所	寄居訪問看護ステーション かけはし
事業所所在地	事業者所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業者所在地	事業所所在地	事業所所在地
ふじみ野市大井中央 八三	富士見市鶴馬 九八五	東京都中央区 京橋一	ふじみ野市西 一	入間郡三芳町 藤久保一八五 四	入間郡三芳町 藤久保一八五 四	三郷市三郷三 我ビル一〇二	大里郡寄居町 末野二〇九
ふじみ野市大井中央 八二七	富士見市勝瀬 七四三	東京都千代田区 大手町一	ふじみ野市上福岡 四三 ユテ一〇二号	入間郡三芳町 藤久保一〇 役場一階	入間郡三芳町 藤久保一〇 役場一階	三郷市早稲田 三七 稲田Ⅲ一階 〇二号室	大里郡寄居町 用土三九五
居宅介護支援		訪問介護	訪問介護	居宅介護支援		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護	訪問看護 介護予防訪問看護

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
枇沢歯科医院	白岡市新田一〇 八二―五	春日部市上金崎 二八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成十九年十一月 一日
介護老人保健施設 きんもくせい庄和	短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護	令和元年八月三十 一日		

告示

埼玉県告示第四百九十五号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表診療及び検査の項金額の欄中「五、六七〇円」を「五、七七〇円」に、「四、

三七〇円」を「四、四五〇円」に改め、同項中

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院	一般病棟十対一入 本料を算定する場
	一般病棟特別入院 料を算定する場合
入院期間が百八十日を超えた日以後の入院	特定患者について 病棟特定入院基本 算定する場合
	一般病棟特別入院 料を算定する場合

院基 合	一日につき 二、一四〇円 （消費税等が課されないものにあ つては、一、九九〇円）
基本	一日につき 九三〇円 （消費税等が課されないものにあ つては、八七〇円）
一般 料を	一日につき 一、五五〇円 （消費税等が課されないものにあ つては、一、四四〇円）

を

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院	急性期一般入院料七 算定する場合
	一般病棟特別入院基 料を算定する場合

を	一日につき 二、二七〇円 （消費税等が課されないものにあ つては、二、〇七〇円）
---	---

に改め、同項金額の欄中「二〇、九〇〇円」

本
一日につき 一、〇〇〇円
(消費税等が課されないものにあ
っては、九一〇円)

を「二一、二〇〇円」に、「五、四五〇円」を「五、六〇〇円」に改め、同表身体
検査(試験検査を除く。)の項金額の欄中「三、〇四〇円」を「三、一六〇円」に
改め、同表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、二八〇円」を
「四、四五〇円」に、「四、九四〇円」を「五、一〇〇円」に、「八、四九〇円」
を「八、七二〇円」に、「五、〇六〇円」を「五、二二〇円」に、「九、一四〇円」
を「九、三八〇円」に、「八、八三〇円」を「九、〇六〇円」に、「五、七三〇円」
を「五、九〇〇円」に、「五、八五〇円」を「六、〇二〇円」に、「六、五八〇円」
を「六、七七〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、二四〇円」に、「六、四四〇円」
を「六、六三〇円」に、「四、八八〇円」を「五、〇四〇円」に、「二、六二〇円」
を「二、六八〇円」に、「七、五三〇円」を「七、七四〇円」に改め、同項中「

狂犬病	一回につき	一五、六五〇円
	狂	狂
	狂	狂

犬病(乾燥組織培養不活性化 犬病ワクチン)	一回につき	一六、二二〇円
犬病(ラビピュール筋注用)	一回につき	一六、八五〇円

に改め、同項

金額の欄中「七、五八〇円」を「七、七九〇円」に、「八、四七〇円」を「八、七
四〇円」に、「二〇、六七〇円」を「二〇、九三〇円」に、「六、〇一〇円」を「六、
二二〇円」に、「一五、〇八〇円」を「一五、四二〇円」に、「一五、四二〇円」
を「一五、七八〇円」に、「七、八五〇円」を「八、〇六〇円」に、「五、九二〇
円」を「六、一〇〇円」に、「一三、八二〇円」を「一四、一四〇円」に、「九、
二〇〇円」を「九、四三〇円」に、「二二、八四〇円」を「二三、三三〇円」に改
め、同表短期入所及び施設入所支援の項金額の欄中「四五一元」を「四五九円」に、
「五八六円」を「五九七円」に、「八二元」を「八三元」に改め、同表自立訓練及
び就労移行支援の項金額の欄中「五八六円」を「五九七円」に改め、同表の備考中
「二、二一〇円」を「二、二五〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号（埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表身体検査（試験検査を除く。）の項中「三、〇四〇円」を「三、一六〇円」に改め、同表の備考中「二、二一〇円」を「二、二五〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百九十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

蒔田 潤	堀 寛爾	河井 信一郎	須藤 利雄	関根 利藏	鈴木 利根	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	視覚障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	視覚障害	指定障害区分
眼科	眼科	眼科	泌尿器科	内科	眼科	診療科名
埼玉医科大学病院	国立障害者リハビリテ ーションセンター病院	医療法人康久会たにか わ眼科クリニック	玉県央病院 医療法人財団聖蹟会埼	岡中央総合病院 医療法人社団哺育会白	医療法人ひかり眼科	医療機関の名称
入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	所沢市並木四―一	入間市東町七―十四― 十二	桶川市坂田千七百二十 六	白岡市小久喜九百三十 八―十二	吉川市木売一―五―三 吉川情報サービスセンタ ―二階	医療機関の所在地
同	令和元年九月二十日	令和元年七月一日	令和元年六月二十一日	令和元年六月十七日	平成三十一年四月一日	指定年月日

竹内 功	関端 浩士	堀内 圭輔	松永 朗裕	岡田 信彦	佐藤 賢太郎
心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害
心臓血管外科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	耳鼻咽喉科
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	埼玉医科大学病院	防衛医科大学校病院	医療法人三愛会埼玉み さと総合リハビリテ ーション病院	埼玉医科大学病院	山崎耳鼻咽喉科医院
羽生市下岩瀬四百四十六	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	所沢市並木三―二	三郷市新和五―二百七	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	上尾市小泉二―二十四― 三
同	同	同	同	同	同

木戸 知紀	野間 聖	嶺崎 祥平	勝岡 洋治	大西 剛史	前淵 大輔
能障害 ぼうこう又は直腸機	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害、ぼ うこう又は直腸機能 障害	じん臓機能障害	心臓機能障害
外科	呼吸器内科	呼吸器内科	泌尿器科	腎臓内科	循環器内科
社会医療法人財団石心 会埼玉石心会病院	医療法人社団埼玉巨樹 の会新久喜総合病院	医療法人熊谷総合病院	医療法人社団埼玉巨樹 の会新久喜総合病院	医療法人財団明理会春 日部中央総合病院	医療法人社団埼玉巨樹 の会新久喜総合病院
一 二十 狭山市入間川二―三十七	一 久喜市上早見四百十八―	熊谷市中西四―五―一	一 久喜市上早見四百十八―	春日部市緑町五―九―四	一 久喜市上早見四百十八―
同	同	同	同	同	同

茂木 崇秀	中村 仁美	岸 真也	大野 吏輝	堀内 崇真
肢体不自由	肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
神経内科	内科	外科	消化器外科	泌尿器科
脳神経内科・内科もてぎ医院	春日部市立医療センター	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	埼玉県立がんセンター	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院
春日部市中央八―八―九	春日部市中央六―七―一	狭山市入間川二―三十七―二十	北足立郡伊奈町小室七百八十	三郷市中央四―五―一
令和元年十月一日	同	同	同	同

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

小山 忠昭	里宇 文生	加藤 仁	医師の氏名
肢体不自由	肢体不自由	じん臓機能障害	指定障害区分
埼玉医科大学国際医療センター	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	医療法人瑞友会ふじみ野腎クリニック	医療機関の名称
日高市山根千三百九十七 ―	蓮田市黒浜四千百四十七	ふじみ野市駒林元町三― 五―三	医療機関の所在地
令和元年八月三十一日	令和元年六月三十日	令和元年五月一日	辞退年月日

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所 水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

令和元年 7 月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号

5 落札金額

59,697,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成31年 4 月 23 日

告 示

埼玉県告示第五百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

サイボー株式会社 代表取締役 飯塚剛司

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成三十年八月三十一日

告 示

埼玉県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計五者

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計五者

ハ 変更年月日

令和元年六月二十一日外

ニ 届出年月日

令和元年九月十三日

二 縦覧期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 ペット・ガーデンセンター

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

ハ 変更年月日

令和元年六月二十一日

ニ 届出年月日

令和元年九月十三日

二 縦覧期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 農業資材館

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

ハ 変更年月日

令和元年六月二十一日

ニ 届出年月日

令和元年九月十三日

二 縦覧期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロイヤルホームセンター戸田公園

埼玉県戸田市川岸三丁目一―四外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号

大規模小売店舗において小売業を行う者

ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年四月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千六百二十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時十五分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年八月二十九日

二 縦覧期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年九月二十四日認可した。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

九郷阿保領用水土地改良区

二 事務所所在地

神川町

告 示

埼玉県告示第五百六号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量・二級基準点測量・基準点測量座標補正）

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

令和元年九月十二日から令和二年二月三日まで

告示

埼玉県告示第五百七号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

令和元年十月一日から令和二年三月二十日まで

告示

埼玉県告示第五百八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇八―十六―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下大谷字五反田七―一 外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百七十四・八四九立方メートル

告 示

埼玉県告示第五百九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―二五―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡小川町大字原川五百五十六番 外二十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千八十・一立方メートル

告 示

埼玉県告示第五百十号

令和元年九月六日付け埼玉県告示第四百三十一号で告示した羽生都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第五百十一号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

さきたま古墳公園

二 位置

埼玉県行田市大字渡柳地内

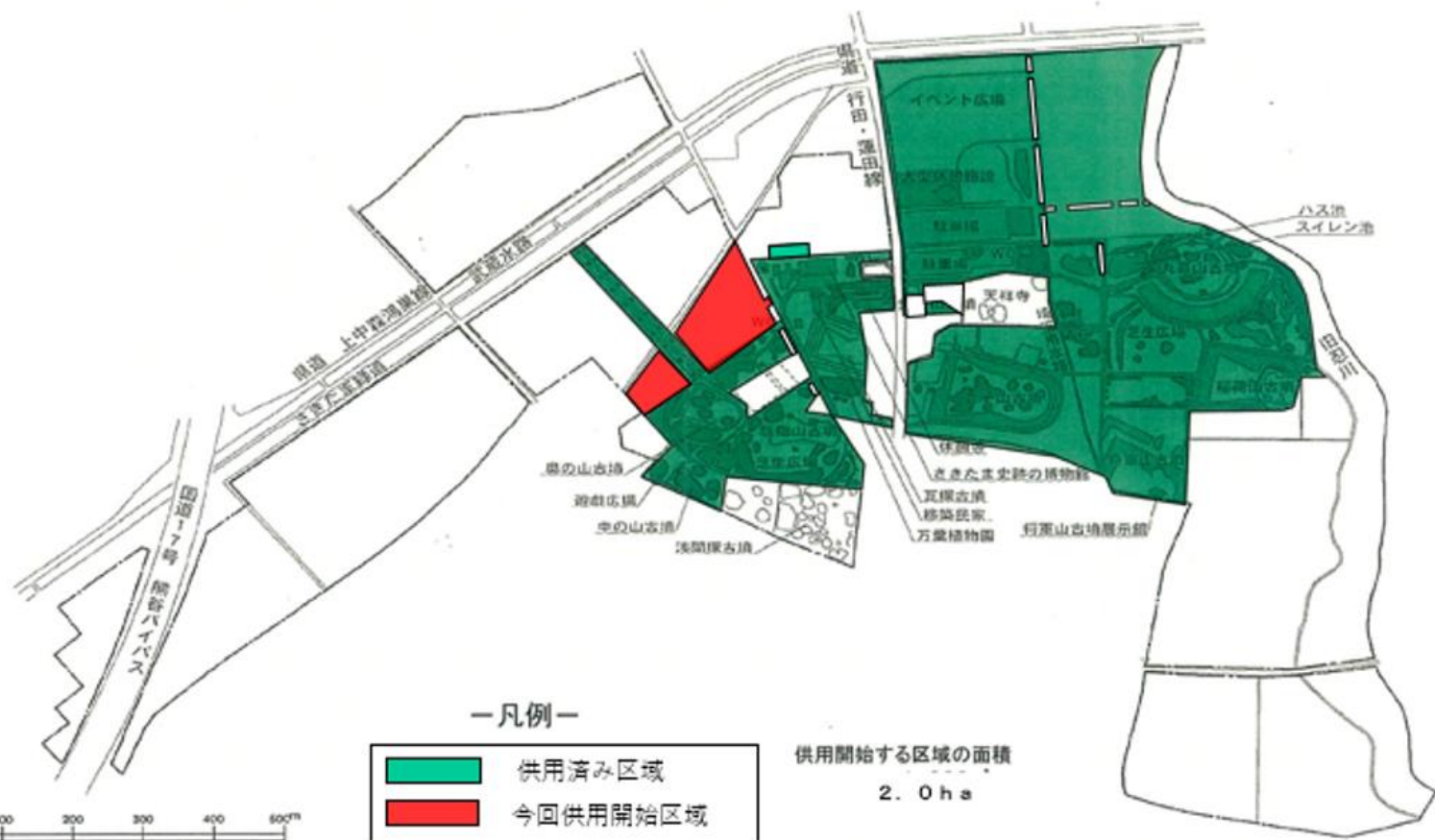
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

令和元年十月一日

さきたま古墳公園



告 示

埼玉県告示第五百十二号

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年埼玉県告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「閲覧所に備え付けてある閲覧簿に所定の事項を記入して、当該職員の指示を受けなければならない」を「当該職員の指示に従って閲覧しなければならない」に改める。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第五百十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和元年九月二十五日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
大槻 敬子	二級建築士	埼玉県知事登録第二七七四〇号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

退職した管理建築士の名義を借用し、建築確認申請書における設計者として記載をした。

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 内田ヶ谷鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鴻巣市郷地一七五七番一地先から同市 郷地四二四番一地先まで	鴻巣市郷地一七五七番一地先から同市 郷地四二五番五地先まで	区 間
一三・二〇〇〓一五・二二五	七・五〇〓九・〇七	敷地の幅員 (メートル)
一四二・四二	一五一・四〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地四六二番一地先まで	鴻巣市郷地一八八番二地先から同市郷	区 間
一一・七三〇二六・〇八	七・五〇〇一八・五三	敷地の幅員 (メートル)
五一八・四二	五二〇・一五	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富岡入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字阿須字深井八一二番一 七地先から同市大字阿須字深井八 一二番一〇地先まで</p>		区 間
<p>一二・五八〽一五・八〇</p>	<p>一二・二〇〽一四・六五</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一二六・二六</p>		延 長 (メートル)
<p>拡幅部分については兼用工作物管理 協定書を締結する予定。</p>		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
児玉郡上里町大字神保原町一二六 七番地先から同郡同町大字神保原 町字南稻塚二二四五番地先まで	児玉郡上里町大字神保原町字南稻 塚二二一一番五地先から同郡同町 大字神保原町字南稻塚二二四五番 地先まで	区 間
一七・二〇〇 四四・一四	一七・九六〇 一九・六三	敷地の幅員 (メートル)
七〇五・六七	一八・五六	延長 (メートル)
社会資本整備総合交付金(改築) 事業による工事である		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市北中曾根字金子一五二二番二 地先から同市所久喜字小ヶ原井八〇 三番二地先まで		区 間
一 二 ・ 〇 〇	九・七二 一〇・一一	敷地の幅員 (メートル)
一 五 九 ・ 二 五		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

川越栗橋線	路線名
久喜市北中曾根字金子一五二三番二地 先から同市所久喜字小ヶ原井八〇三番 二地先まで	供用開始の区間
令和元年九月二十七日	供用開始の期日
令和元年九月二十七日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第二十一号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長 一五九・二五メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道川越栗橋線

久喜市北中曾根字金子一五二二番二地先から同市所久

喜字小ヶ原井八〇三番二地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和元年九月二十八日